

## 第68号議案

府中市議会における各会派に対する政務活動費の交付に関する条例  
等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

行政手続における押印又は署名を廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市議会における各会派に対する政務活動費の交付に関する条例  
等の一部を改正する条例

(府中市議会における各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 府中市議会における各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「経理責任者名 ㊦」を「経理責任者名」に改める。

(府中市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 府中市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年6月府中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項各号に掲げる」を「前項に定める」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第7条第3項中「署名・押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名・押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「署名・押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名・押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(府中市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 府中市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年4月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書（第1号様式）に署名して」を「宣誓書（第1号様式。教育公務員にあつては第2号様式）を任命権者に提出して」に改める。

第1号様式の1中「氏 名㊦」を「氏 名」に改め、同様式を第1号様式とする。

第1号様式の2中「氏 名㊦」を「氏 名」

に改め、同様式を第2号様式とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。